



おそれながら書きつけをもってねがいあげたてまつりそうろう
⑯ [乍恐以書付奉願上候]

文化5年（1808）辰11月

佐位郡境村（現伊勢崎市境東）の名主源次郎が、幕府代官伊奈友之助に対して提出した嘆願書の控です。天明3年の浅間焼け以降、天候不順によって農作物が実らず、生活が困窮しているため年貢を減免してもらいたいという内容が書かれています。年貢減免の方便として25年前の浅間焼けが持ち出された可能性も考えられますが、地域によっては復興にかなりの年月を要したことが想像されます。

【史料⑯】「乍恐以書付奉願上候」文化五年（辰）十一月
〔読み下し文〕

恐れ乍ら書付を以て願い上げ奉り候

上州新田郡大館村・境村・出塚村惣代境村

名主源治郎申し上げ奉り候、当村の儀は皆烟に

御座候処、式拾六ヶ年以前天明三卯年、浅間山

焼砂降り已後、至つて地氣薄く、年々諸作

出来劣り、内損多く、惣百姓連々困窮に及び

罷り在り候処、当年の儀は五月中より九月中迄の間、

度々大雨・霖雨等にて悉く（カ）地水相湛え、烟方

一円深滑りにて大豆・小豆・粟・稗等根腐れに

罷り成り、其の余諸作の儀は右体の雨続き故、

蔵仕付け向後に相成り、仮成に生え立ち候ても、快晴と

申すは御座無く、日陰同様に候故か、虫附き等に罷り成り、

作毛立て難く、皆損同様には御座候得共、烟方

の儀は容易に御引き方等は仰せ付けられず候段は、

兼て仰せ渡されも御座候故、当夏・秋御成かの儀は、

衣類・諸道具等質入れ、又は売り払い、漸く

御上納は仕り候得共、右申し上げ候通り、当年の儀は

稀成る霖雨・凶作にて、当冬御成箇並びに

御皆済共御上納の手段御座無く、必至と

差し詰め難儀、当惑仕り候間、是非無く此の段御願い

申し上げ奉り候、何卒格別の御憐愍を以て

右の逸々御聞き済みの上、烟永御引き方

仰せつけられ下し置かれ候願い上げ奉り候、右願いの通り、

仰せつけられ下し置かれ候はば、困窮の百姓共大勢

相助かり、広太（大）の御救いと有難く仕合せに存じ奉り候

右の逸々御聞き済みの上、烟永御引き方

仰せつけられ下し置かれ候願い上げ奉り候、右願いの通り、

仰せつけられ下し置かれ候はば、困窮の百姓共大勢

相助かり、広太（大）の御救いと有難く仕合せに存じ奉り候

已上

伊奈友之助

大館村
坂井村
石音村
出塚村

上州新田郡

大館村
境村
出塚村

右三ヶ村惣代
境村
名主

文化五辰年十一月

伊奈友之助様
御役所